障害福祉施策のこれまでの 検討状況について

厚生労働省障害保健福祉部

民主党マニフェスト2009(抄)



26. 「障害者自立支援法」を 廃止して、 障がい者福祉制度を 抜本的に見直す

【政策目的】

○障がい者等が当たり前に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる 社会をつくる。

【具体策】

- ○「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法(仮称)を制定する。
- ○わが国の障がい者施策を総合的かつ集中的に改革し、「国連障害者権利条約」 の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置する。

【所要額】

400 億円程度

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について (抜粋)

平成22年6月29日 閣 議 決 定

政府は、障がい者制度改革推進会議(以下「推進会議」という。)の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日)(以下「第一次意見」という。)を最大限に尊重し、下記のとおり、障害者の権利に関する条約(仮称)(以下「障害者権利条約」という。)の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図るものとする。

第2 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

2 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

(3)「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法(平成17年法律第123号)を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」(仮称)の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す。

3 個別分野における基本的方向と今後の進め方

(1)労働及び雇用

〇 いわゆる福祉的就労の在り方について、労働法規の適用と 工賃の水準等を含めて、推進会議の意見を踏まえるとともに、 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会(以下「総合福祉部 会」という。)における議論との整合性を図りつつ検討し、平成 23年内にその結論を得る。

(4)医療

○ 精神障害者に対する強制入院、強制医療介入等について、 いわゆる「保護者制度」の見直し等も含め、その在り方を検討 し、平成24年内を目途にその結論を得る。

- ○「社会的入院」を解消するため、精神障害者に対する退院支援や地域生活における医療、生活面の支援に係る体制の整備について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。
- 精神科医療現場における医師や看護師等の人員体制の充実 のための具体的方策について、総合福祉部会における議論との 整合性を図りつつ検討し、平成24年内を目途にその結論を得る。

(5)障害児支援

- 障害児やその保護者に対する相談や療育等の支援が地域の 身近なところで、利用しやすい形で提供されるようにするため、現 状の相談支援体制の改善に向けた具体的方策について、総合 福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年 内にその結論を得る。
- 障害児に対する支援が、一般施策を踏まえつつ、適切に講じられるようにするための具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

(6)虐待防止

○ 障害者に対する虐待防止制度の構築に向け、推進会議の意見を踏まえ、速やかに必要な検討を行う。

障害者自立支援法・障害者基本法における目的規定等

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)(抄)

(目的)

- 第1条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和24年法律 第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、 児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が自立した 日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者 及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことの できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
 - ※ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において 障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)による改正後

障害者基本法(昭和45年法律第84号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- |第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)<u>その他の心身の機能の障害</u>(以下「障害」と総称する。)が ある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
 - 二 社会的障壁 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、 観念その他一切のものをいう。

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(概要)

<u>障がい者制度改革推進会議</u> 第35回(H23.9.26) 資料2

障害者総合福祉法の6つのポイント

1. 障害のない市民との平等と公平

2. 谷間や空白の解消

3.格差の是正

4.放置できない社会問題の解決

5. 本人のニーズにあった支援サービス

6. 安定した予算の確保

I. 障害者総合福祉法の骨格提言

1. 法の理念・目的・範囲

- ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。
- ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。
- ・地域で自立した生活を営む権利。

4. 支援(サービス)体系

- ・障害者権利条約を踏まえ、障害 者本人が主体となって、地域生活 が可能となる支援体系の構築。
- ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて 提供される支援」で構成。

7. 利用者負担

- ・食材費や光熱水費等は自己負担とする。
- ・障害に伴う必要な支援は原則無 償とするが、高額な収入のある者 には応能負担を求める。

2. 障害(者)の範囲

- ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者をいう。
- ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。

5. 地域移行

- ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。
- ・地域移行プログラムと地域定着 支援を法定施策として策定、実施。
- ピアサポーターの活用。

8. 相談支援

- ・対象は障害者と、支援の可能性 のある者及びその家族。
- ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。
- ・複合的な相談支援体制の整備。

3. 選択と決定(支給決定)

- ・障害程度区分に代わる新たな 支給決定の仕組み。
- ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。
- ・協議調整により必要十分な支 給量が保障される。
- ・合議機関の設置と不服申立。

6. 地域生活の基盤整備

- ・計画的な推進のため地域基盤 整備10ヵ年戦略策定の法定化。
- ・市町村と都道府県は障害福祉 計画を、国はその基本方針と整 備計画を示す。
- ・地域生活支援協議会の設置。

9. 権利擁護

- ・権利擁護は支援を希望又は 利用する障害者の申請から相 談、利用、不服申立てのすべ てに対応する。
- オンブズパーソン制度の創設。
- ・虐待の防止と早期発見。

II. 障害者総合福祉法の 制定と実施への道程

<u>1. 障害者自立支援法の事業体系への移</u> 行問題

・自立支援法の事業移行期限終了後も一定の 要件の下で移行支援策を継続する。

<u>2. 障害者総合福祉法の制定及び実施まで</u> <u>に行うべき課題</u>

- ・総合福祉法の制定及び実施に当たり地方自 治体の意見を踏まえる。
- ・総合福祉法の策定及び実施のための実態調 査や試行事業を行う。

<u>3. 障害者総合福祉法の円滑な実施</u>

・総合福祉法を補完する、あるいはこれへの移 行を支援する基金事業を設けること。

4. 財政のあり方

- ・国は予算措置に必要な基礎データを把握する。
- ・障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目標 漸進的に拡充する。
- ・財政の地域間格差の是正を図る。
- ・財政設計にあたり一般施策での予算化を追求。
- ・障害者施策の推進は経済効果に波及する。
- ・支援ガイドラインに基づく協議調整による支給 決定は財政的にも実現可能である。
- ・長時間介助等の地域生活支援のための 財源措置を講じること。

10. 報酬と人材確保

- ・利用者への支援に係る報酬は 原則日払い、事業運営に係る 報酬は原則月払い、在宅系支 援に係る報酬は時間割とする。
- ・福祉従事者が誇りと展望を持 てるよう適切な賃金を支払える 水準の報酬とする。

Ⅲ.関連する他の法律や分野との関係

1. 医療

- ・医療は福祉サービス及び保健 サービスとの有機的連携の下で提 供される必要がある。
- ・福祉、保健、医療にわたる総合的 な相談支援が必要。

2. 障害児

- ・障害児を含むすべての子供の基本的権利を保障する仕組みの創設が必要。
- ・障害を理由に一般児童施策の利 用が制限されるべきではない。

3. 労働と雇用

- ・障害者雇用促進法を見直し、雇用の質の確保、必要な支援を認定する仕組みの創設、雇用率や納付金制度見直し等を行う。
- 労働と福祉の一体的展開。

小宮山大臣閣議後記者会見概要(H23.9.27)

閣議が終わりまして、冒頭、私から3点ご報告があります。

1つは、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言について、これが蓮舫大臣の方からありまして、私ども厚生労働省が担当しますので、私の方から発言をいたしました。8月30日に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会で提言が出されました。これを受けまして、本日の閣僚懇談会で蓮舫内閣府特命担当大臣から障がい者制度改革推進本部の副本部長としてその提言を受け取ったので、厚生労働大臣である私に対しまして障害者の思いを酌み取った検討をお願いしたいという発言がございました。私からは、提言の内容は、障害当事者のみなさんの思いが込められたものであり、段階的・計画的に実現を目指していくものと受け止めているということ、もう1つは、厚生労働省としては、与党ともご相談をしながら、まずは来年の通常国会への法案提出を目指して検討作業を進めていきたいという発言をいたしました。これが1点です。

(以下略)

民主党障がい者WTの検討状況

10/27	第1回民主党厚生労働部門障がい者WT(座長:中根康浩議員) ・議題:障害者自立支援法に係る経緯について厚生労働省からヒア リング
11/2	第2回障がい者WT ・議題:「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」 について地方3団体からヒアリング
11/8	第3回障がい者WT ・議題:障害保健福祉施策等について厚生労働省からヒアリング ①予算、新体系移行について ②難病患者等居宅生活支援事業、小児慢性特定疾患児日 常生活用具給付事業について
11/15	第4回障がい者WT ・議題:総合福祉法(仮称)に盛り込むべき事項について団体ヒアリ ング① (身体障害①)
11/18	第5回障がい者WT ・議題:総合福祉法(仮称)に盛り込むべき事項について団体ヒアリ ング② (身体障害②)
11/22	第6回障がい者WT ・議題:総合福祉法(仮称)に盛り込むべき事項について団体ヒアリ ング③ (知的障害・発達障害・重心等①)
11/29	第7回障がい者WT ・議題:総合福祉法(仮称)に盛り込むべき事項について団体ヒアリ ング④ (知的障害・発達障害・重心②)
12/1	第8回障がい者WT ・議題:総合福祉法(仮称)に盛り込むべき事項について団体ヒアリ ング⑤ (難病・就労)
12/6	第9回障がい者WT ・議題:総合福祉法(仮称)に盛り込むべき事項について団体ヒアリ ング⑥ (精神障害)
12/8	第10回障がい者WT ・議題:①障害保健福祉に係る財政規模の国際比較等について 国立社会保障・人口問題研究所からヒアリング ②障害福祉サービス等報酬改定について厚生労働省から ヒアリング

12/14	民主党厚生労働部門障がい者WT・難病小委員会合同会議 ・議題:「制度の谷間(難病の取り扱い)」について討議
12/21	第12回障がい者WT ・議題:総合福祉法(仮称)に係る主要論点について議員間討議② 「支給決定のあり方について(第2回)」
12/22	第13回障がい者WT ・議題: 総合福祉法(仮称)に係る主要論点について議員間討議③ 「地域移行促進策について」
12/27	第14回障がい者WT ・議題:①平成24年度予算について厚生労働省からヒアリング ②総合福祉法(仮称)に係る主要論点について議員間討議④ 「地域移行促進策について(第2回)」
24/1/18	第15回障がい者WT ・議題: ①総合福祉法(仮称)に係る主要論点について議員間討議⑤ 「支援(サービス)体系について」 ②障害福祉サービス等報酬改定について
1/25	第16回障がい者WT ・議題:新法に向けた「骨格提言」の主なポイントをめぐる議員間討議
1/31	第17回障がい者WT ・議題: 新法に向けた「骨格提言」の主なポイントをめぐる議員間討議②
2/1	第18回障がい者WT ・議題: 新法に向けた「骨格提言」の主なポイントをめぐる議員間討議③
2/7	第19回障がい者WT ・議題:新法骨子(厚生労働省案)について議員間討議

厚生労働省案

平成24年2月7日配布 於: 民主党厚生労働部門障がい者WT

1. 理念·目的·名称

(1) 理念•目的

障害者基本法の改正を踏まえ、法に基づく日常生活、社会生活の支援が、可能な限り身近な場所において受けられること、共生社会を実現すること、社会的障壁を除去することに資するものとなるように、法律の理念を新たに掲げる。また、これに伴い目的規定を改める。

(2) 法律の名称

障害者自立支援法の名称そのものを見 直す。

2. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者基本 法の改正を踏まえ、法の対象となる障害者 の範囲に治療方法が未確立な疾病その他 の特殊な疾病(難病など)であって政令で 定めるものによる一定の障害がある者を 加える。(児童福祉法においても同様の改 正を行う。)

3. 障害程度区分の見直し

法の施行後5年を目途に、障害程度区分の在り方について検討を行い、必要な措置 を講ずることとする規定を設ける。

4. 障害者に対する支援(サービス)の充実

(1) 共同生活介護(ケアホーム)と共同生活援助(グループホーム)の一元化

地域移行に向けた地域生活の基盤となる 住まいの場について、共同生活を行う住居 でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護 (ケアホーム)を共同生活援助(グループ ホーム)に統合する。

(2) 就労支援の在り方の見直し

法の施行後5年を目途に、就労支援の在り 方について検討を行い、必要な措置を講ず ることとする規定を設ける。

(3) 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業として、地域社会における障害者に対する理解を深めるための普及 啓発や、ボランティア活動を支援する事業を 追加する。

(4) 総合的な相談支援体系の整備

サービス等利用計画案の作成や地域移行 支援、地域定着支援を行う相談支援事業者 への専門的な支援などを担い、地域におけ る相談の中核となる基幹相談支援センター は、その事業を効果的に実施するため、地 域の事業者、民生委員などの関係者との連 携に努めることとする。

5. 地域生活の基盤の計画的整備

(1) 障害福祉計画の見直し

市町村は、障害者の数などの客観的な指標に限らず、地域の潜在的なニーズを把握した上で障害福祉計画を定めるよう努めることとする。

(2) 自立支援協議会の設置促進

地域の課題を共有し、効果的な基盤整備な どについての協議を行う自立支援協議会に ついて、その設置がさらに促進されるよう努 めることとする。

6. その他

(1) 介護人材を確保するための措置

介護人材が安心して、事業所において支援 に従事できるよう、最低賃金法などの労働法 規に違反して罰金刑を受けた者については 事業者の指定を受けられないこととする。

(2) 関係規定及び関係法律の規定の整備

その他関係規定及び関係法律について所要の改正を行う。

<u>7. 施行期日</u>

施行期日は、平成25年4月1日とする。 ただし、4.(1)(共同生活介護(ケアホーム)と共同生活援助(グループホーム)の一元化)については、平成26年4月1日とする。